

土壌汚染情報公開台帳

(案件No. 3-6)

整理番号	201-0005	調製年月日・契機	令和4年（2022年） 1 月 7 日			・ 第116条第 1 項第1号		
所在地	八王子市北野町596-3の一部				(地番)	八王子市北野町596-3		(住所)
訂正年月日・契機		令和 5 年（2023年） 9 月25 日・第116条第 8 項						
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)		八王子市北野下水処理場(令和 3 年(2021年) 2 月15日廃止)			面積	435.62 0 m ² （汚染地）		5, 054. 21 m ² （調査）
汚染状況調査の方法に関する特記事項				—				
当該土地において講じられた健康被害の防止又は 周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容				—				
当該土地に第122条第 1 項第 2 号の土壌がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)				—				
当該土地が第54条第 3 項第 1 号に該当する場合は、その旨				—				
当該土地が第55条第 3 項に該当する場合は、その旨				—				
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に 指定された区域を含む場合は、その旨				—				
備考				—				
土壌の汚染状況	報告受理年月日		特定有害物質の種類		適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者	
	令和 3 年(2021年)11月16日		鉛及びその化合物		含有量基準・ 溶出量基準 ・第二溶出量基準		株式会社環境管理センター	
	令和 3 年(2021年)11月16日		ふっ素及びその化合物		含有量基準・ 溶出量基準 ・第二溶出量基準		株式会社環境管理センター	
	令和 3 年(2021年)11月16日		砒素及びその化合物		含有量基準・ 溶出量基準 ・第二溶出量基準		株式会社環境管理センター	
	令和 3 年(2021年)11月16日		六価クロム化合物		含有量基準・ 溶出量基準 ・第二溶出量基準		株式会社環境管理センター	
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			

[illegible]

1. 調査概要

(1) 調査目的

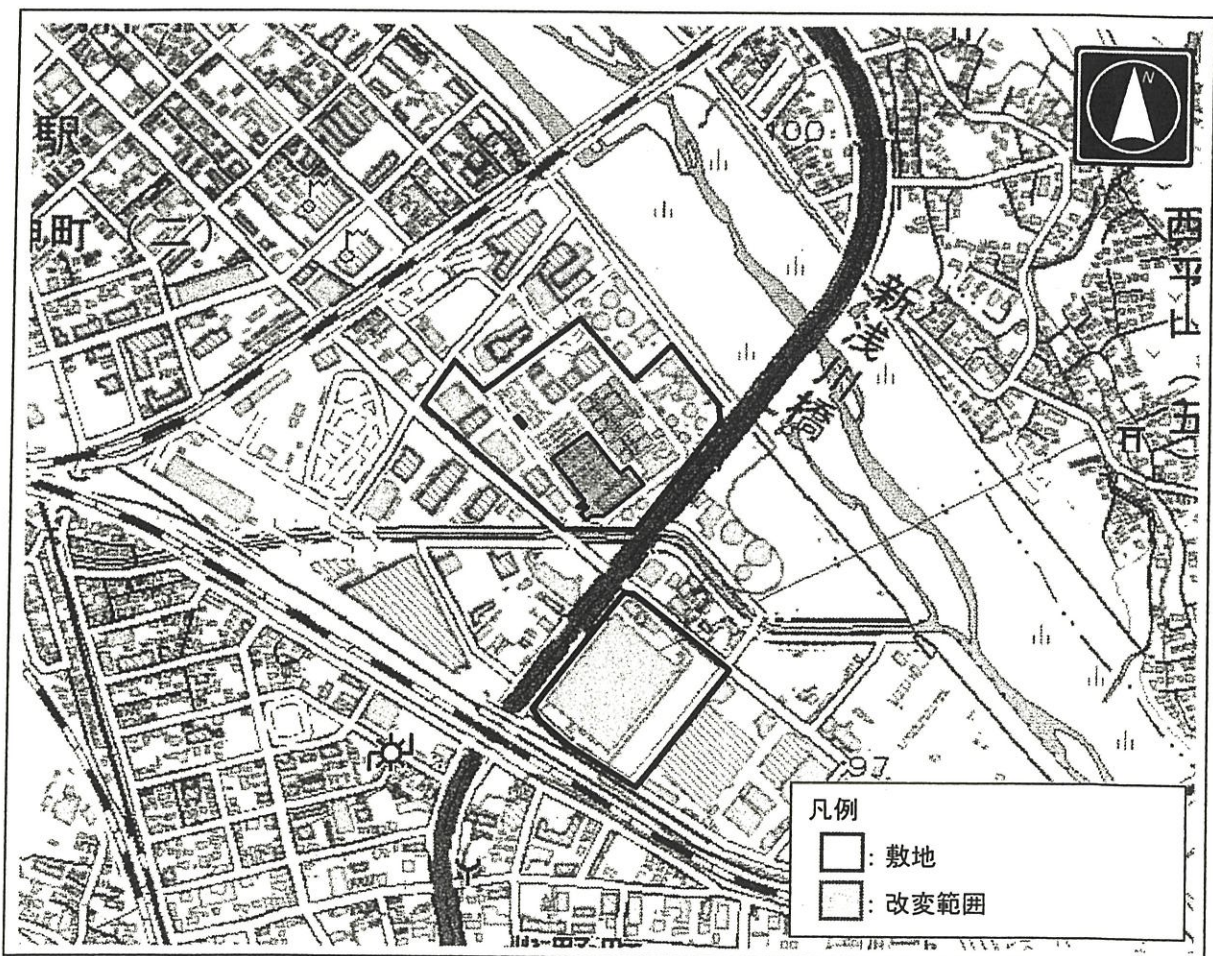
本調査は、北野ポンプ場の整備事業（現存施設の一部解体、雨水貯留池の新設等）に伴い、「土壤汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）（平成 12 年 12 月 22 日条例第 215 号）」に基づき、土壤汚染状況調査を行い、調査対象地（北野ポンプ場整備事業の改変範囲）の土壤汚染の状況を把握することを目的とした。

(2) 調査対象地

調査対象地の概要を以下に示す。

- ・ 名 称：八王子市北野ポンプ場（旧八王子市北野下水処理場）
- ・ 所 在 地：東京都八王子市北野町 596-3
東京都八王子市北野町 596-1、596-2、596-3 の一部、596-4、596-5、596-6、591-2
- ・ 敷 地 面 積：62,839 m²
- ・ 改変範囲の面積：5,054.21m²
- ・ 現在の用途：ポンプ場として整備中（令和 3 年 1 月に下水処理場は廃止）
- ・ 用 途 地 域：工業地域

調査対象地の位置を図 1-1 に示す。



出展：国土地理院

図 1-1 調査対象地の位置

(1) 第一種特定有害物質

表 4-1 第一種特定有害物質（土壤ガス：表層）

[illegible]

表 4-2 第一種特定有害物質（土壌ガス：ピット下）

地点名	採取日	分析日	クロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン			ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	1,1,1-トリクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,3-ジクロロプロパン			1,1,2-トリクロロエタン
					シス体	トランス体	合計								シス体	トランス体	合計	
1F6-5	2021/6/30	2021/6/30	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1F6-6	2021/6/30	2021/6/30	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1F6-8	2021/7/14	2021/7/14	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1F6-9	2021/6/30	2021/6/30	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1F7-4	2021/6/30	2021/6/30	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1F7-5	2021/6/29	2021/6/29	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1F7-6	2021/6/29	2021/6/29	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1F7-7	2021/6/30	2021/6/30	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
F7-8	2021/6/29	2021/6/29	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
F7-9	2021/6/29	2021/6/29	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
2	2021/7/14	2021/7/14	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
G6-3	2021/6/30	2021/6/30	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1G6-5	2021/7/14	2021/7/14	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1G6-6	2021/6/30	2021/6/30	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1G6-8	2021/7/14	2021/7/14	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1G6-9	2021/6/30	2021/6/30	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1G7-1	2021/6/30	2021/6/30	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1G7-2	2021/6/29	2021/6/29	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1G7-3	2021/6/29	2021/6/29	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1G7-4	2021/6/30	2021/6/30	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1G7-5	2021/6/29	2021/6/29	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1G7-6	2021/6/29	2021/6/29	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1G7-7	2021/6/30	2021/6/30	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1G7-8	2021/6/29	2021/6/29	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1G7-9	2021/6/29	2021/6/29	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

表 4-3 第一種特定有害物質（地下水）

試料名			1F8-5 地下水	1G8-5 地下水	1G8-8 地下水	1G8-9 地下水	1G9-7 地下水
分析項目名	単位	汚染状態に関する基準	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果
クロロエチレン	mg/L	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
四塩化炭素	mg/L	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ベンゼン	mg/L	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001

(2) 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質（土壌試料）

第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質（土壌試料）の結果を表 4-4～表 4-9、図 4-1 に示す。

表 4-4 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質（土壌試料：表層）

試料名			1E8 (8, 9)	1E9 (7)	1F8 (1, 4, 5, 7, 9)	1F9 (1, 4, 7)	1G8 (1, 3, 4, 5, 7)	1G9 (1, 4, 7)	1H4 (1, 2, 3)	1H6 (2, 3)	1H7 (1, 2, 3)	1H8 (1, 2, 3, 4, 6)	1H9 (1)
分析項目名	単位	基準値	第二溶出基準	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003以下	0.09以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
六価クロム化合物	mg/L	0.05以下	1.5以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
シアン化合物	mg/L	検出されないこと	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
水銀及びその化合物	mg/L	0.0005以下	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
セレン及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.3以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
鉛及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.3以下	0.002	0.002	0.001	<0.001	0.001	<0.001	0.001	0.001	<0.001	0.001
砒素及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.3以下	0.001	0.005	<0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.8以下	24以下	0.19	0.40	0.13	0.12	0.20	0.21	0.32	0.18	0.36	0.31
ほう素及びその化合物	mg/L	1以下	30以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	0.003以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
カドミウム及びその化合物	mg/kg	45以下	—	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0
六価クロム化合物	mg/kg	250以下	—	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10
シアン化合物	mg/kg	50以下	—	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
水銀及びその化合物	mg/kg	15以下	—	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0
セレン及びその化合物	mg/kg	150以下	—	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0
鉛及びその化合物	mg/kg	150以下	—	94	60	29	36	46	56	95	61	63	44
砒素及びその化合物	mg/kg	150以下	—	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10
ふっ素及びその化合物	mg/kg	4000以下	—	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100
ほう素及びその化合物	mg/kg	4000以下	—	<50	<50	<50	<50	<50	<50	<50	<50	<50	<50

備考 1) 色付きは基準不適合を示す。

備考 2) 「検出されないこと」とは定量下限値未満であることを示す。

4-5 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質（土壌試料：配管下）

試料名			1F8-1 配管下	1F8-4 配管下	1F8-7 配管下	1G8-1 配管下	1G8-4 配管下	1G8-7 配管下	1H4-3 配管下	1H8-1 配管下①	1H8-1 配管下②	1H8-1 配管下③	1H8-3 配管下①	1H8-3 配管下②
分析項目名	単位	基準値	第二溶出基準	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003以下	0.09以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
六価クロム化合物	mg/L	0.05以下	1.5以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
シアン化合物	mg/L	検出されないこと	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
水銀及びその化合物	mg/L	0.0005以下	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
セレン及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.3以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
鉛及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.3以下	0.003	<0.001	<0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
砒素及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.3以下	0.003	<0.001	<0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.8以下	24以下	0.25	0.38	0.29	0.47	0.43	0.45	0.29	0.12	0.20	0.04	0.007
ほう素及びその化合物	mg/L	1以下	30以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	0.003以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
カドミウム及びその化合物	mg/kg	45以下	—	1.1	1.1	1.2	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0
六価クロム化合物	mg/kg	250以下	—	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10
シアン化合物	mg/kg	50以下	—	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
水銀及びその化合物	mg/kg	15以下	—	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0
セレン及びその化合物	mg/kg	150以下	—	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0
鉛及びその化合物	mg/kg	150以下	—	78	49	40	43	51	54	47	24	35	18	23
砒素及びその化合物	mg/kg	150以下	—	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10
ふっ素及びその化合物	mg/kg	4000以下	—	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100
ほう素及びその化合物	mg/kg	4000以下	—	<50	<50	<50	<50	<50	<50	<50	<50	<50	<50	<50

備考 1) 色付きは基準不適合を示す。

備考 2) 「検出されないこと」とは定量下限値未満であることを示す。

表 4-6 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質（土壌試料：反応タンクピット下①）

[illegible]

備考 1) 「検出されないこと」とは定量下限値未満であることを示す。

表 4-7 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質（土壌試料：反応タンクピット下②）

[illegible]

備考 1) 色付きは基準不適合を示す。

備考2) 「検出されないこと」とは定量下限値未満であることを示す。

表 4-8 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質（土壌試料：反応タンクピット下③）

[illegible]

備考 1) 「検出されないこと」とは定量下限値未満であることを示す。

表 4-9 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質（土壌試料：スカムタンク・第5機械棟 ピット下）

試料名				1G8-8 ビット下	1G8-9 ビット下	1G9-7 ビット下	1H4-2 ビット下	1H4-3 ビット下
分析項目名	単位	基準値	第二溶出基準	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果
溶出試験	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003以下	0.09以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	六価クロム化合物	mg/L	0.05以下	1.5以下	<0.02	<0.005	<0.02	<0.005
	シアン化合物	mg/L	検出されないこと	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005以下	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	セレン及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.3以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	鉛及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.3以下	0.002	<0.001	0.005	<0.001
	砒素及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.3以下	0.004	0.001	0.002	0.004
	ふっ素及びその化合物	mg/L	0.8以下	24以下	0.21	0.30	0.28	0.21
	ほう素及びその化合物	mg/L	1以下	30以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	0.003以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	カドミウム及びその化合物	mg/kg	45以下	—	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0
	六価クロム化合物	mg/kg	250以下	—	<10	<10	<10	<10
	シアン化合物	mg/kg	50以下	—	<5	<5	<5	<5
含有試験	水銀及びその化合物	mg/kg	15以下	—	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0
	セレン及びその化合物	mg/kg	150以下	—	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0
	鉛及びその化合物	mg/kg	150以下	—	<10	<10	<10	37
	砒素及びその化合物	mg/kg	150以下	—	<10	<10	<10	33
	ふっ素及びその化合物	mg/kg	4000以下	—	<100	<100	<100	<100
	ほう素及びその化合物	mg/kg	4000以下	—	<50	<50	<50	<50

備考 1) 「検出されないこと」とは定量下限値未満であることを示す。

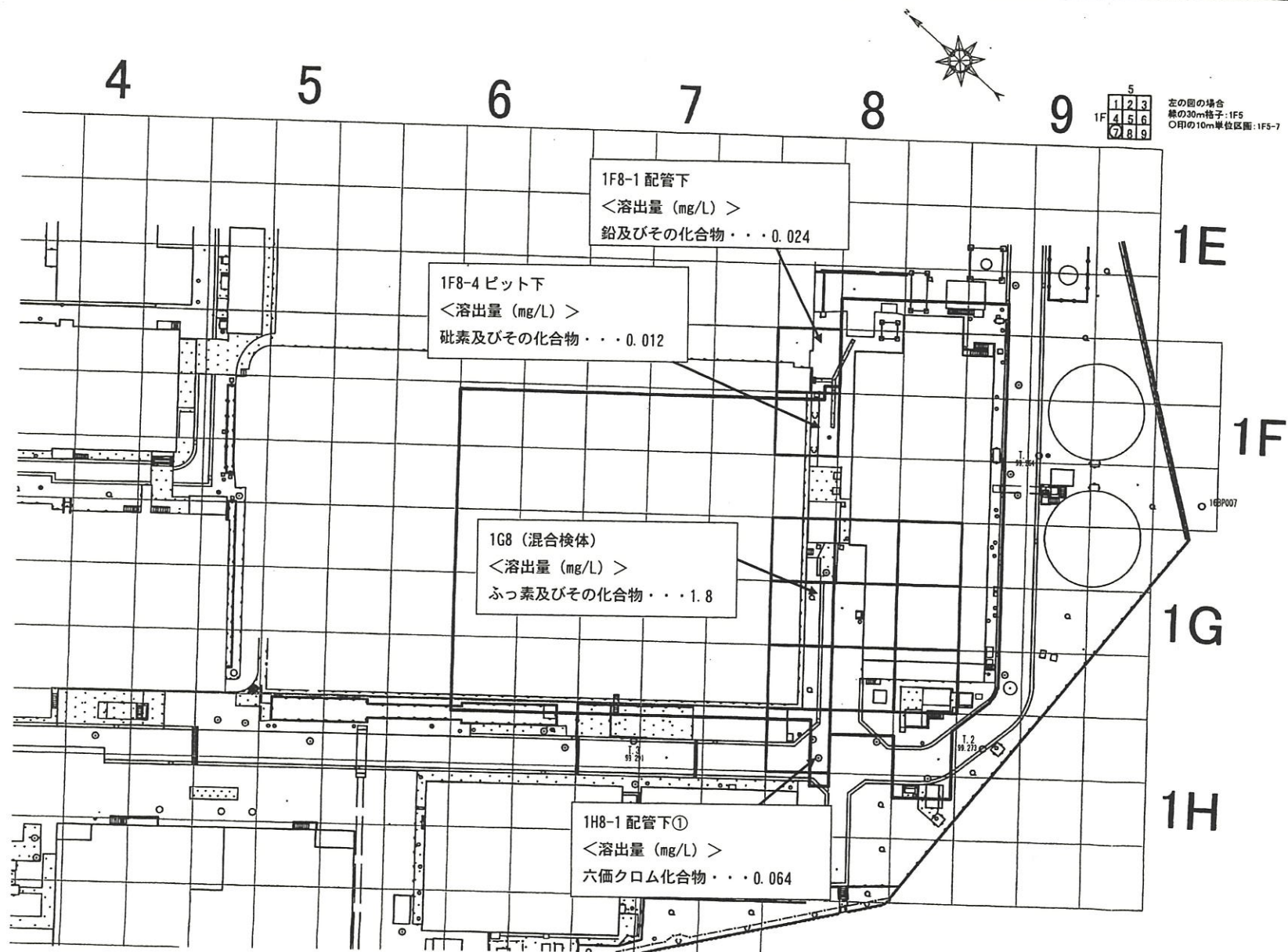


図 4-1 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質（土壌試料）結果図

5. 個別分析

(1) 未採取地点の試料採取

概況調査の結果、1G8の30m格子の混合分析で「ふっ素及びその化合物（溶出量）」の基準不適合が確認された。そのため、当該30m格子については、概況調査で試料未採取の4区画で新たに土壤試料を採取した。採取方法は概況調査と同様とした。

調査地点図を図5-1に示す。

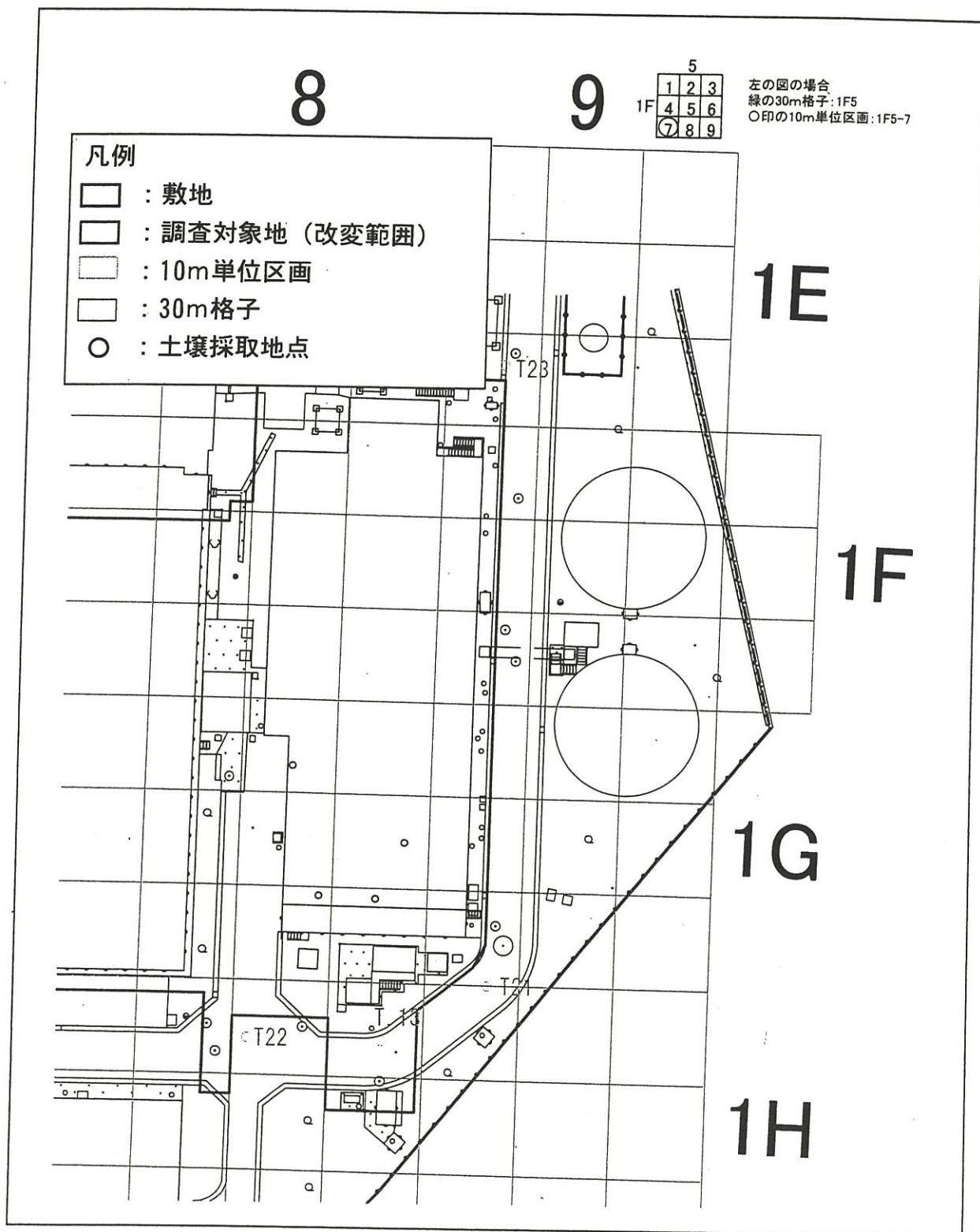


図5-1 個別分析（未採取区画）の調査地点

(2) 個別分析

1G8 の 30m 格子の混合分析で「ふっ素及びその化合物（溶出量）」の基準不適合が確認されたことから、概況調査で採取済みの 5 区画及び新たに試料採取した 4 区画で「ふっ素及びその化合物（溶出量）」の個別分析を実施した。

個別分析の結果を表 5-1 に示す。

表 5-1 個別分析（1G8-1～1G8-9）

試料名				1G8-1	1G8-2	1G8-3	1G8-4	1G8-5	1G8-6	1G8-7	1G8-8	1G8-9
深度				表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層
分析項目名	単位	基準値	第二溶出基準	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.8以下	24以下	0.60	0.23	0.21			0.25		0.19	0.26

備考 1) 色付きは基準不適合を示す。

6. 地下水調査

(1) 調査地点及び対象項目

概況調査及び個別分析の結果、「ふっ素及びその化合物（溶出量）」、「鉛及びその化合物（溶出量）」、「砒素及びその化合物（溶出量）」、「六価クロム化合物（溶出量）」で基準不適合が確認された。

そのうち、「ふっ素及びその化合物（溶出量）」については、30m格子内の3つの単位区画（1G8-4、1G8-5、1G8-7）で基準不適合であった。そのため、地下水の調査地点は、土壌溶出量の分析結果が最大値を示した1G8-4に設定した。また、「鉛及びその化合物（溶出量）」、「砒素及びその化合物（溶出量）」、「六価クロム化合物（溶出量）」の地下水の調査地点は、それぞれ基準不適合を示した1F8-1、1F8-4ピット下、1H8-1の各単位区画に設定した。

調査地点図を図6-1に示す。

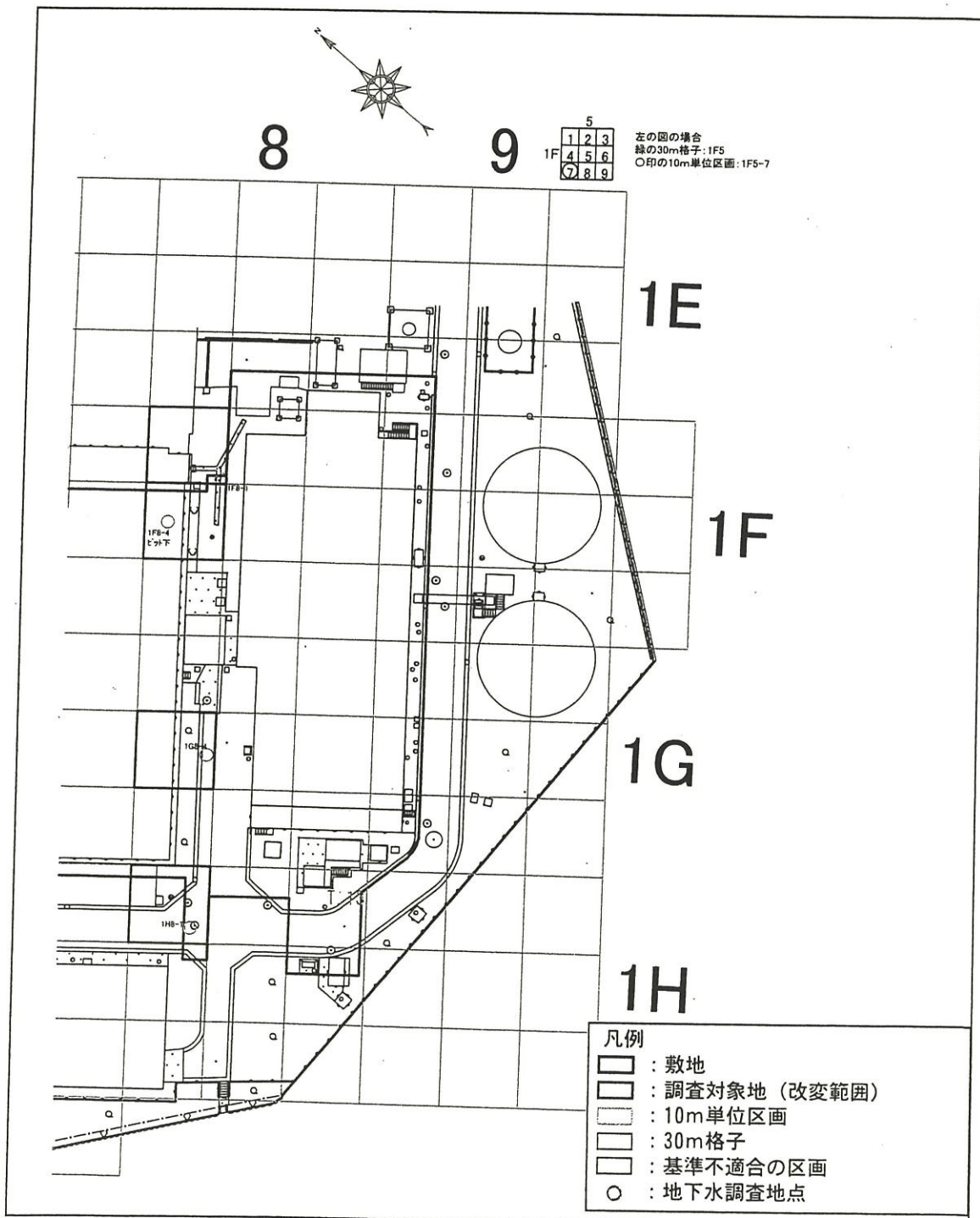


図 6-1 地下水調査地点

(3) 分析方法

分析方法は以下のとおりとした。

地下水：「地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法」（平成 15 年環境省告示第 17 号）

(4) 調査結果

地下水調査の結果を表 6-1、図 6-3 に示す。

表 6-1 地下水調査の結果

1F8-1			1F8-4 (ビット下)			1G8-4			1H8-1		
ストレーナ		鉛 (溶出量)	ストレーナ		砒素 (地下水)	ストレーナ		ふっ素 (地下水)	ストレーナー		六価クロム (溶出量)
GL	KBM	(mg/L)	GL	KBM	(mg/L)	GL	KBM	(mg/L)	GL	KBM	(mg/L)
-5.0m~-10.0m	+4.70m~-0.30m	<0.001	-4.5m~-10.0m	+5.12m~-0.38m	0.001	-4.0m~-10.0m	+5.11m~-0.89m	0.09	-4.0m~-10.0m	+5.18m~-0.82m	<0.005

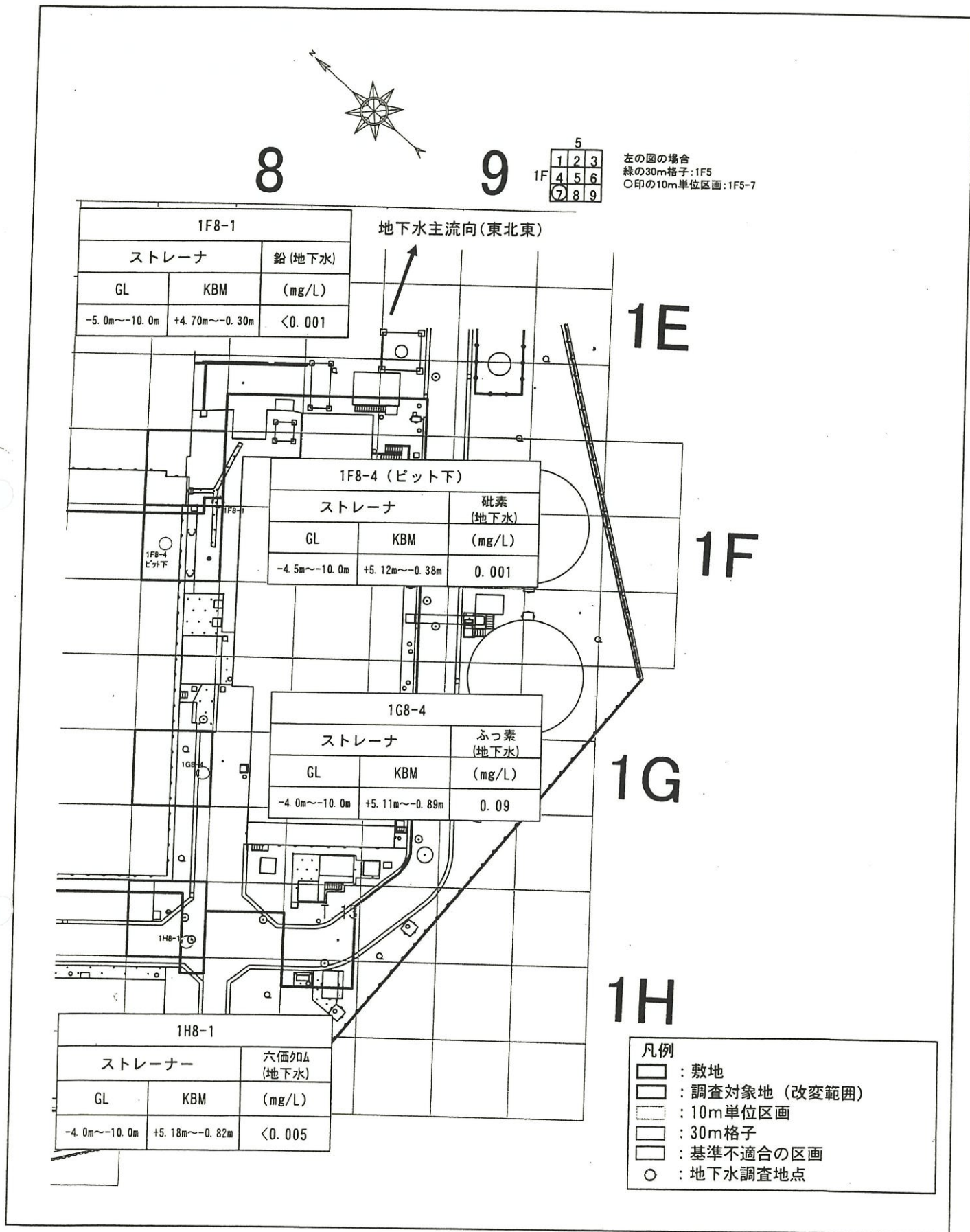


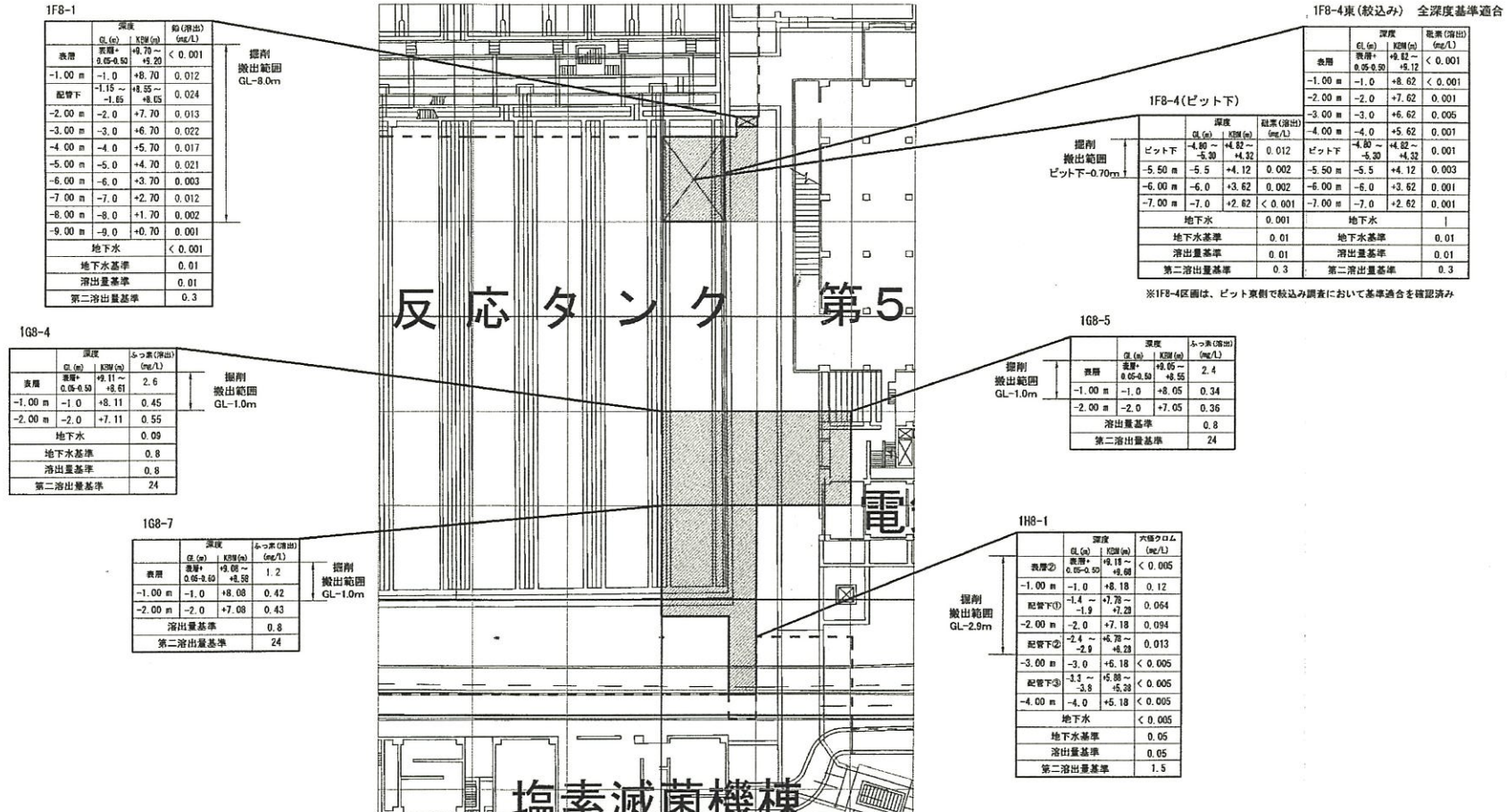
図 6-3 地下水調査の結果図

汚染状況を明らかにした図面

汚染の状況を明らかにした図面

形質変更時要届出区域の所在地：東京都八王子市北野町596-3の一部（地番）

添付書類2

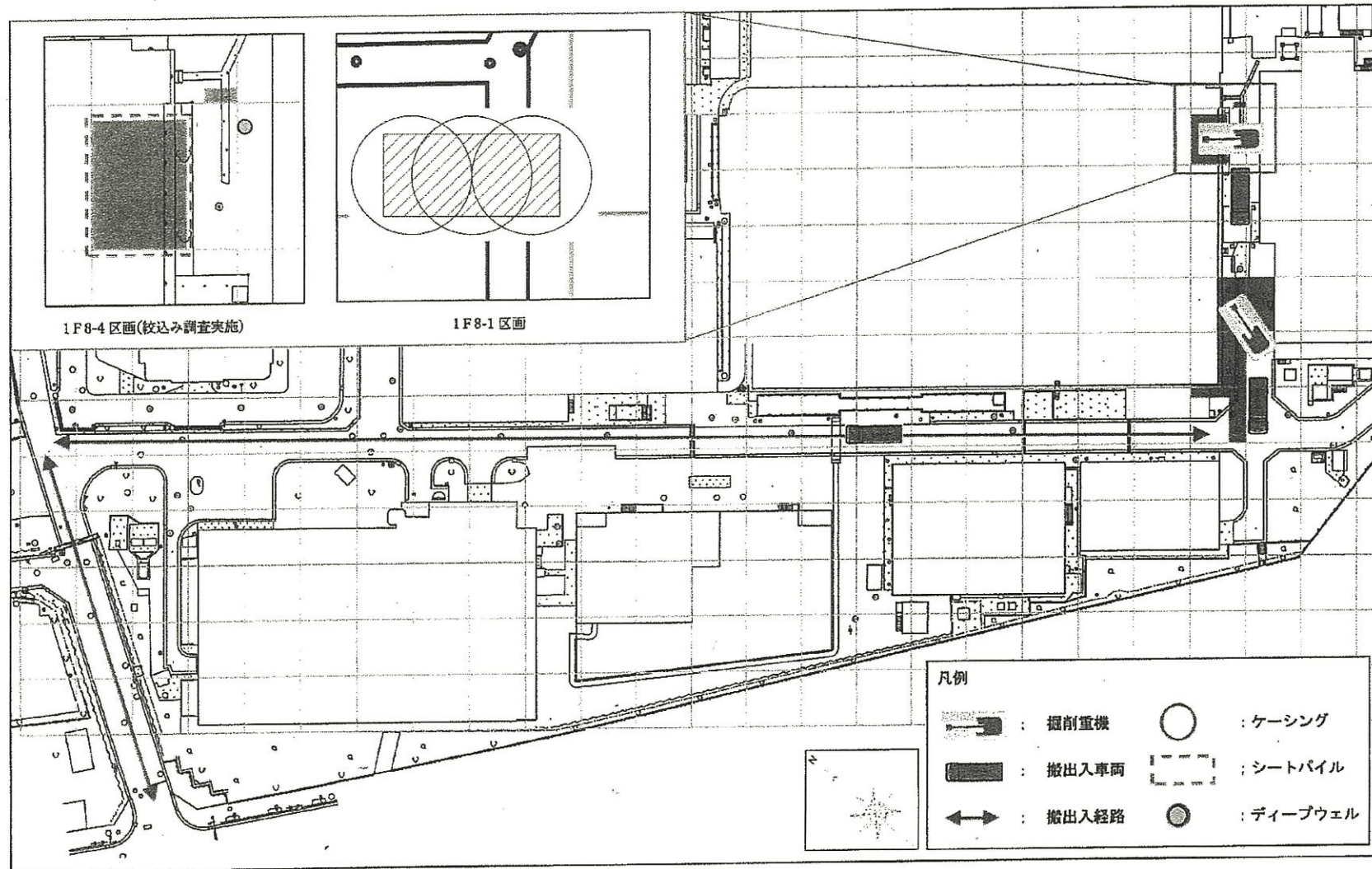


凡例

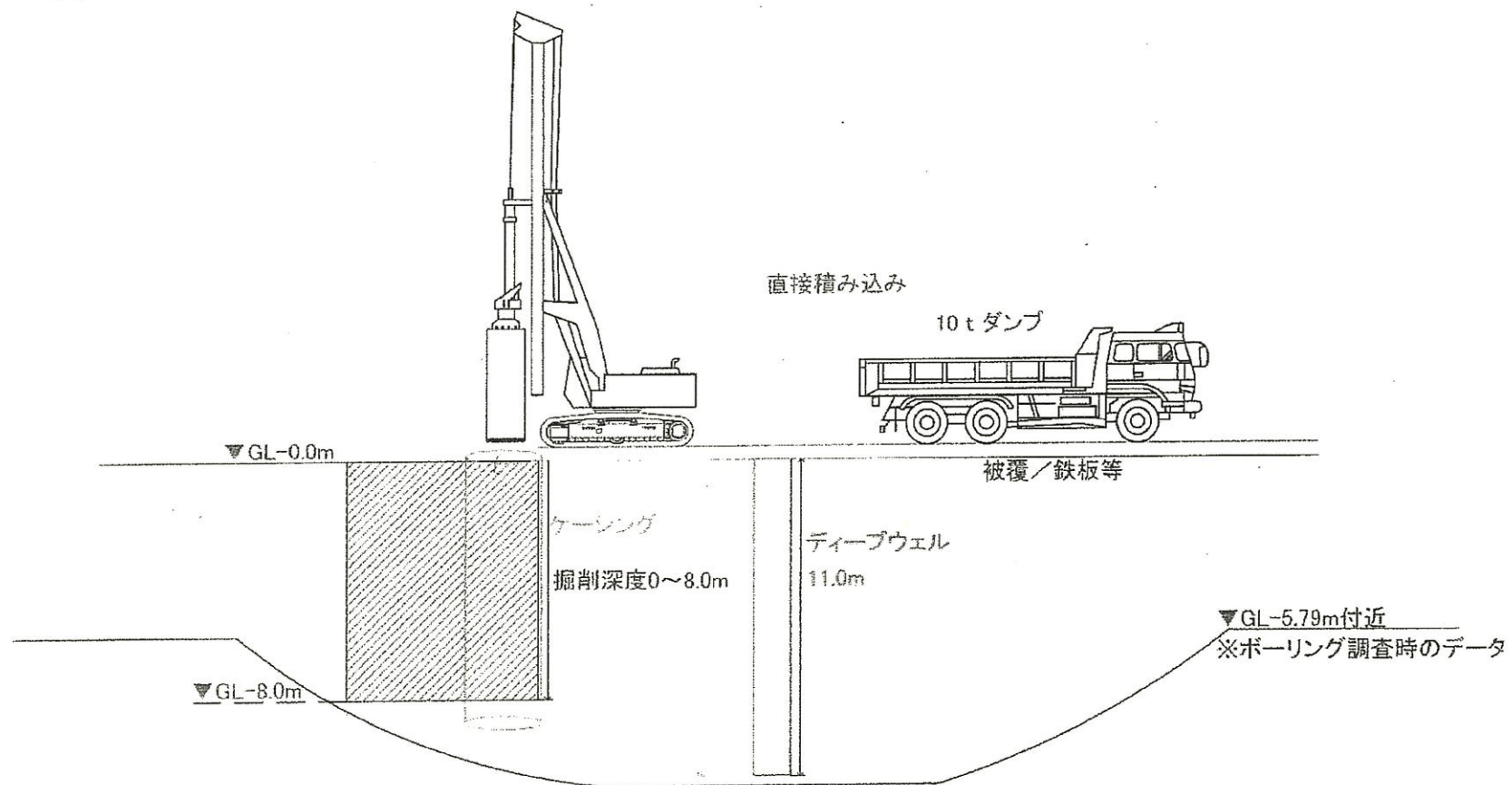
- 調査対象地
- 10m単位区画
- 30m区画
- 形質変更時要届出区域
- 土地の形質の変更をしようとする場所

対策範囲図

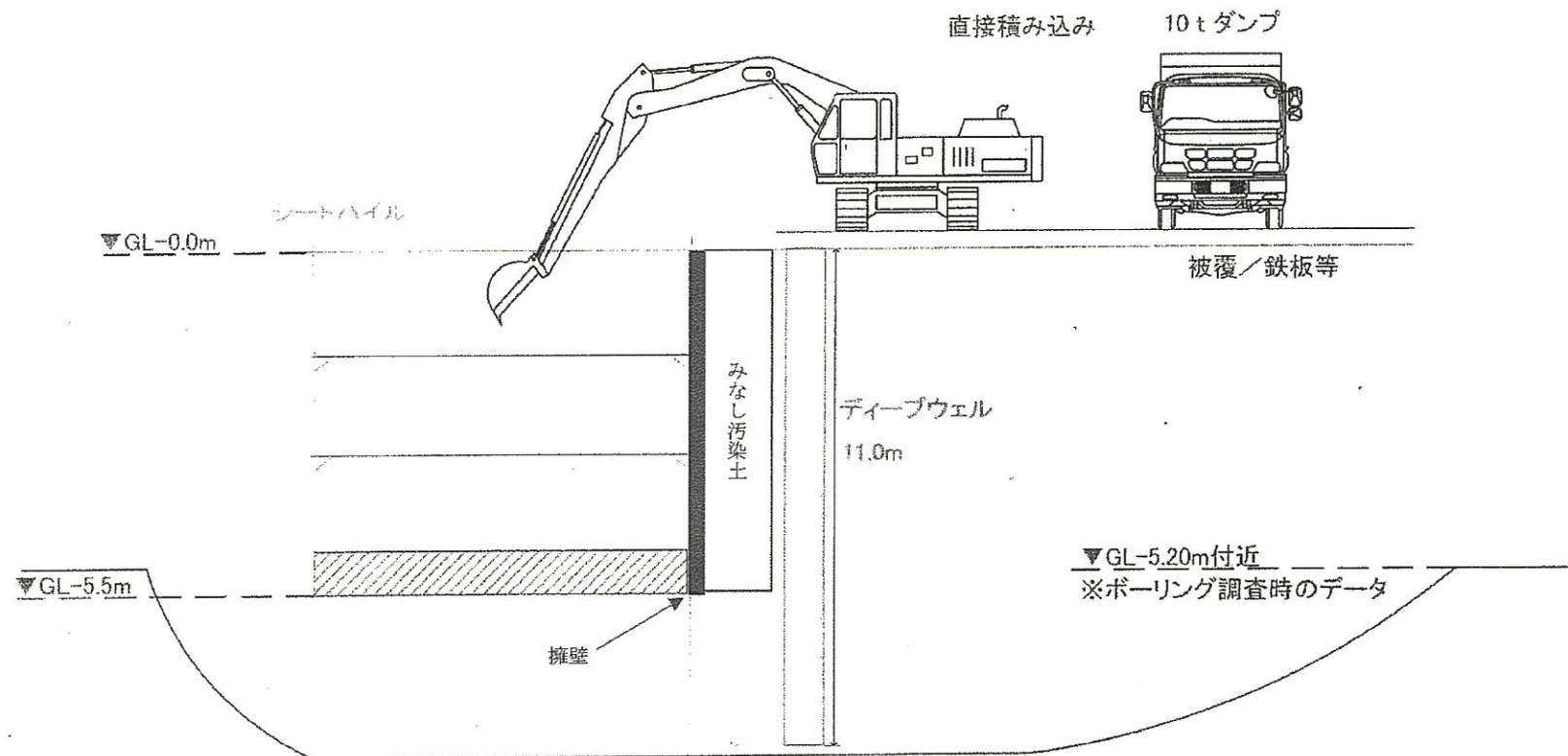
1F8-1 及び 1F8-4 ピット下区画



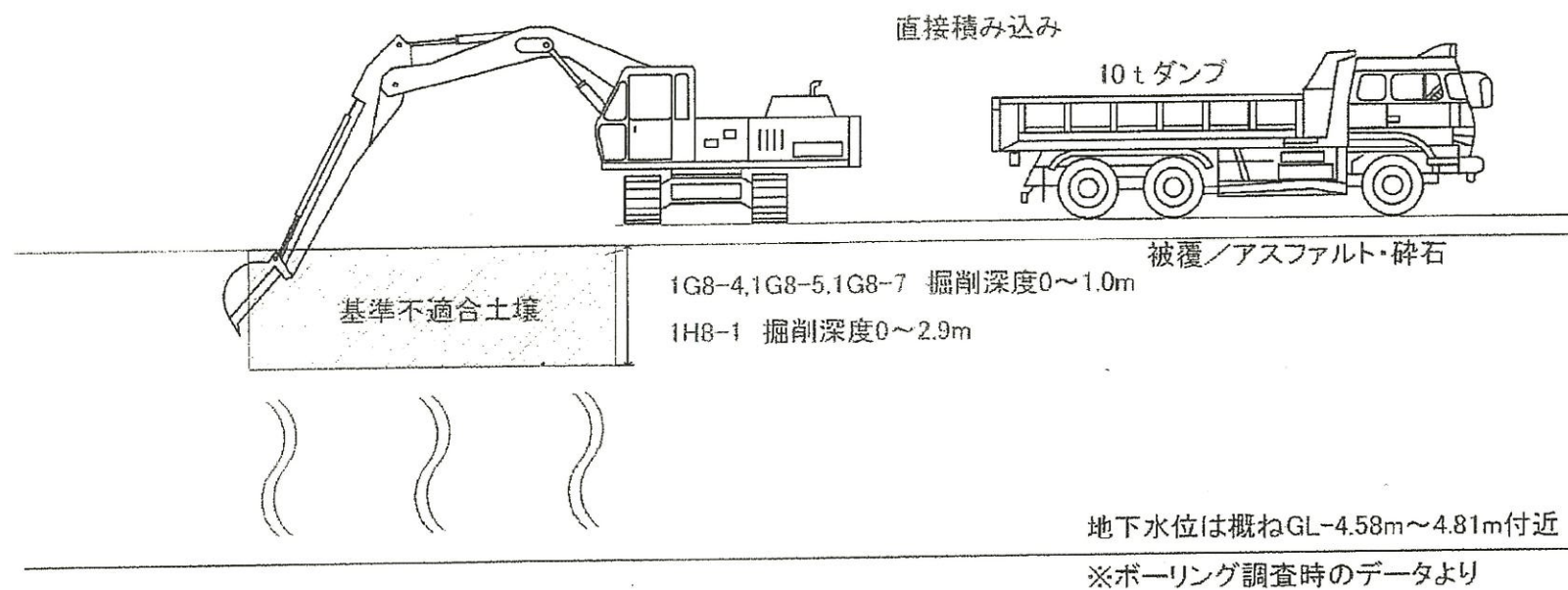
1F8-1



1F8-4



1G8-4、1G8-5、1G8-7、1H8-1



※掘削範囲は地下水位よりも上方である

埋戻し土壌の品質管理

埋戻しの土壌は以下における土壌（改良土）を使用した。

採取場所：東京都あきる野市草花 87-12

試料採取地点：成友興業（株）あきる野工場のストックヤード

試料採取日：令和 4 年 10 月 4 日

令和 4 年 12 月 5 日

分析項目：特定有害物質 26 項目

分析頻度：埋戻し土壌が法の施行規則第 3 条の 2 第 3 号に掲げる、その他基準不適合土壌が存在するおそれ比較的多いと認められる土地より搬入する土壌に準じて、平成 31 年環境省告示第 6 号による品質管理に基づき 100m³ に 1 検体の割合とした。

総評：全項目基準適合を確認した。

埋戻し土量の一覧を以下に示す。

埋戻し土搬入一覧

搬入数量 450.00 m³

搬入日	搬入数量 (m ³)	施工区画	備考
令和4年11月16日	18.00	1F8-1	改良土 1
令和4年11月18日	18.00	1F8-1	
令和4年11月22日	18.00	1F8-1	
令和4年12月6日	30.00	1F8-4	改良土 2
令和4年12月9日	102.00	1G8-4、1G8-5	
令和4年12月12日	12.00	1G8-7	改良土 3
令和4年12月13日	54.00	1G8-7	
令和4年12月14日	12.00	1H8-1	改良土 4
令和4年12月15日	24.00	1H8-1	
令和4年12月16日	36.00	1H8-1	改良土 5
令和4年12月20日	60.00	1H8-1	
令和4年12月21日	42.00	1H8-1、1F8-4	
令和4年12月22日	24.00	1H8-1	
合計	450.00		

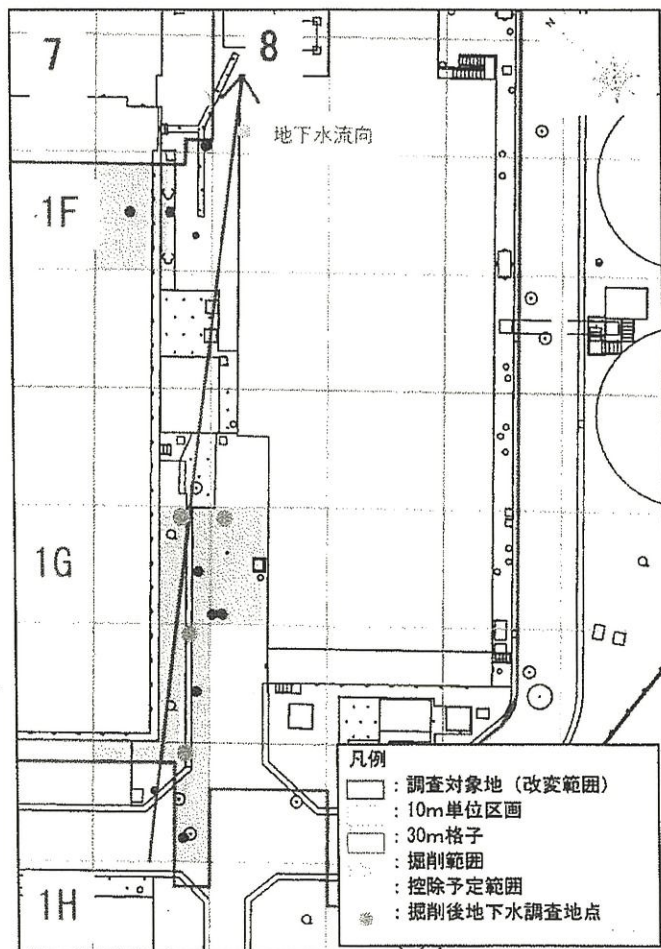
地下水モニタリング結果

地下水流向の下流側で各区画ごとに地下水を採取し、水質分析を実施し、汚染の拡散がないことを確認した。

なお地下水の採取方法は、土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン「Appendix-7. 地下水試料採取方法」に準じ、ボーリング孔を利用する方法により行った。分析結果及び調査地点図を以下に示す。

地下水分析結果

区画名	対象項目	施工区分	採取日	分析結果 単位 (mg/L)	基準値	備考
1F8-1	鉛 (溶出)	施工中	11月16日	< 0.001	0.01	掘削深度に地下水が接触する可能性があったため
		施工後	12月27日	< 0.001		
1F8-4 ビット下	砒素 (溶出)	施工中	12月5日	< 0.001	0.01	掘削深度に地下水が接触する可能性があったため
		施工後	12月27日	0.003		
1G8-4	ふっ素 (溶出)	施工後	12月26日	0.21	0.8	
1G8-5	ふっ素 (溶出)	施工後	12月26日	0.19	0.8	
1G8-7	ふっ素 (溶出)	施工後	12月26日	0.42	0.8	
1H8-1	六価クロム (溶出)	施工後	12月26日	< 0.005	0.05	

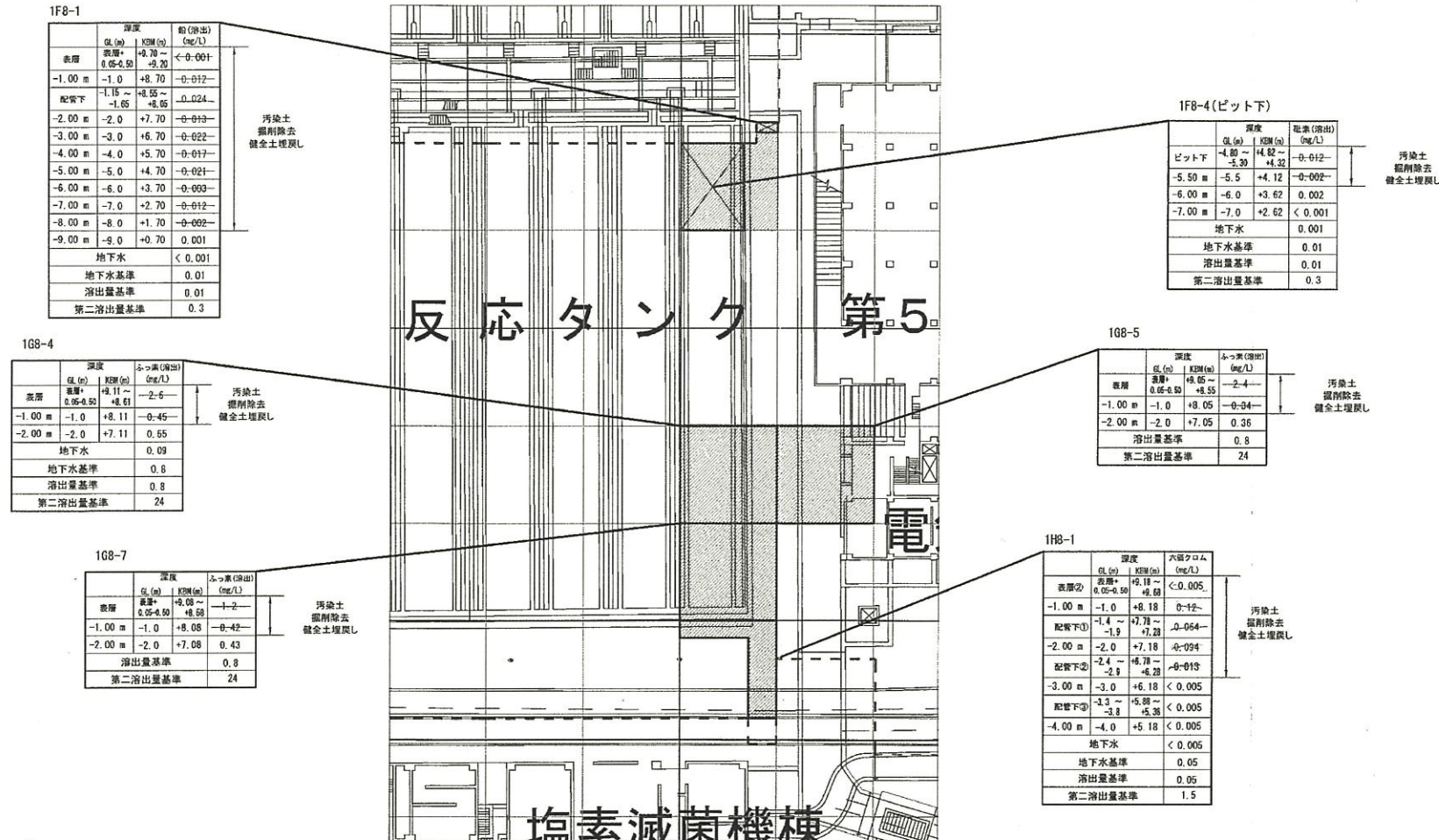


地下水調査地点図

土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面

添付書類8

形質変更時要届出区域の所在地：東京都八王子市北野町596-3の一部（地番）



凡例

- 調査対象地
- 10m単位区画
- 30m区画
- 形質変更時要届出区域
- 土地の形質の変更をしようとする場所

対策範囲図